

三木町告示第 110 号

令和 7 年 4 月 17 日

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 20 年 11 月 20 日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を有する団体として認可した高木北自治会について、次のとおり告示事項を変更した。

三 木 町 長 伊 藤 良 春

記

- 1 変 更 原 因 令和 7 年 4 月 13 日付け告示事項変更届出による。
- 2 変更があった事項及びその内容

代表者

香川県木田郡三木町大字井戸 1900 番地 1

美馬 功から

香川県木田郡三木町大字井戸 1815 番地 2

陸浦 敏に変更

- 3 変更の年月日 令和 7 年 4 月 13 日
- 4 変 更 の 理 由 令和 6 年度高木北自治会総会の議決による。
任期満了、役員改選のため。